

## 令和3年度第1回埼玉県アルコール健康障害専門会議 議事録

### 1 会議日時及び場所

日時 令和3年7月28日(水) 午後4時から午後5時30分  
場所 埼玉会館2階東西会議室

### 2 出席者(敬称略)

#### 【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事  
吉岡 幸子 帝京科学大学看護学科 教授  
嶋田 兆央 公益社団法人埼玉県断酒新生会 理事長

#### 【医療機関】

山縣 正雄 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター 主査

#### 【政令市】

塚本 明宏 さいたま市健康増進 課長  
加藤 拓也 さいたま市健康増進課 主事

#### 【関係各課】

唐仁原 哲也 県民生活部青少年課 主幹  
河合 美恵 県民生活部男女共同参画課 主幹  
田嶋 伸行 県民生活部防犯・交通安全課 主幹  
濱田 彰子 福祉部精神保健福祉センター 主幹  
朝井 涼子 保健医療部健康長寿課 主任  
鹿嶋 信也 多様な働き方推進課 主幹  
熊木 美香 教育局保健体育課 指導主事  
泉山 和彦 県警察本部生活安全部少年課 課長補佐  
桑原 博充 県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 課長補佐

#### 【議長】

小松原 誠 保健医療部 副部長

#### 【副議長】

高橋 司 保健医療部参事兼疾病対策課 課長

#### 【事務局】

根岸 佐智子 保健医療部副参事兼疾病対策課 副課長  
鹿島 まゆみ 保健医療部疾病対策課 主幹  
大竹 智英 保健医療部疾病対策課 主査  
田畑 絵理奈 保健医療部疾病対策課 主事

### 3 議事

- (1) 埼玉県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況について
- (2) 第66回県政サポーターアンケートについて
- (3) 埼玉県依存症対策推進計画(案)策定に向けて

埼玉県アルコール健康障害専門会議設置要綱第3条に基づき、保健医療部小松原副部長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事（１）埼玉県アルコール健康障害対策推進計画の取組状況について  
議長）

重点施策について、各事業担当者から御説明をお願いします。

各事業担当課）

資料１に基づき、各事業担当者から重点施策１～６に係る取組状況を説明。

- 重点施策１ 児童・生徒に対するアルコール健康障害等に関する教育の実施
- 重点施策２ 青少年の飲酒防止についてのキャンペーンの実施
- 重点施策３ アルコール健康障害等に関する知識、情報の普及
- 重点施策４ 妊婦への助言指導
- 重点施策５ 精神保健福祉センター・保健所を中心とした相談支援体制の整備と周知
- 重点施策６ アルコール依存症治療拠点機関等の整備と周知

議長）

各事業担当者からの説明について、御質問はございませんか。

吉岡委員）

重点施策６で、精神医療センターで依存症の研修を医療機関を対象に広めているというのは素晴らしいと思いましたので、進めていただきたいです。疾病対策課からの報告でも、依存症専門医療機関をもう少し拡大するという動きがあると伺いました。これも素晴らしいことだと思うので、ぜひ進めていただきたいです。

専門機関ももちろん大事ですが、一般の内科やクリニックへのアプローチ等は、これからの計画にあるのでしょうか。

事務局）

お手元の資料３－１と３－２に絡んできます。関係機関との連携の強化がポイントになってきますが、あとの議題で触れさせていただく予定ですので、その中でお話させていただきます。

議長）

他はいかがでしょうか。

嶋田委員）

生活安全部少年課さんの令和３年の取組予定では、児童・生徒に対する薬物乱用防止教室の実施とありますが、薬物とはどういうものを対象にされているのでしょうか。アルコール健康障害対策推進計画のなかで、アルコールも含めたいろいろな薬物ということでしょうか。

泉山委員）

未成年者の飲酒を含めた、その他覚せい剤などの一般的な薬物を使ってはいけないこと、またどのような危険性があるのかを児童や生徒に教える教室のすべてを含めて薬物乱用防止教室と呼んでおります。

嶋田委員）

開催回数は、昨年と同じように計画されているのでしょうか。

泉山委員)

各学校からの要請に応じて実施しています。今年も各学校から要請をいただいて、学校に向いて、警察官やボランティアの方の御協力をいただいて実施しています。

嶋田委員)

そういった意味で取組状況が◎になっているということですね。あとでまた実績等がわかれば教えていただければと思います。

議長)

他にはいかがでしょうか。

<質問なし>

議長)

続けて、基本的施策について、各事業担当者から御説明をお願いします。

各事業担当課)

資料1-2に基づき、各事業担当課から基本的施策1-10に係る取組状況を説明。

- 施策1 教育の振興等
- 施策2 不適切な飲酒の誘因の防止
- 施策3 健康診断及び保健指導
- 施策4 アルコール健康障害に係る医療の充実等
- 施策5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 施策6 相談支援等
- 施策7 社会復帰の支援
- 施策8 民間団体の活動に対する支援
- 施策9 人材の確保
- 施策10 調査研究の推進

議長)

ありがとうございます。資料1-3について事務局から説明はありますか。

事務局)

資料1-3に基づき事務局から説明。

議長)

ありがとうございました。資料1-2の基本的施策に係る説明及び資料1-3の説明について御意見、御質問等があれば伺います。

丸木委員)

高齢者を専門として診ている者からすると、独居の高齢者や認知症の患者さんのアルコール依存がどうしても生活水準を落としてしまうことがあります。

できたらこの施策の中に、地域包括ケア課などが、ケアマネージャーさんや地域包括支援セ

ンターに対する研修をするというようなことを盛り込んでいただけるとよいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局)

高齢者の飲酒が大きな問題であることは把握していますので、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

丸木委員)

できたら施策の中にどこの課が実施していくのかということも、具体的に入れてもらえるとありがたいと思います。

副議長)

丸木先生のご提案に沿って施策に入れていきたいと思います。

議長)

他にいかがでしょうか。

埼玉県断酒新生会)

高齢者はどこの課が担当になるでしょうか。

副議長)

どこの課になるかということもこれから検討します。

議長)

他はよろしいでしょうか。

嶋田委員)

施策5の取消処分者講習の、講習の中身を見直すということは検討されているでしょうか。

飲酒運転防止インストラクターを民間で行っているのですが、そういったものを導入することや、講習をする職員の方がインストラクターの取得をして講習を行うことを、次年度以降検討する余地はあるでしょうか。

桑原委員)

基本取消処分者講習につきましては、国からカリキュラムがきています。限られた講習場所、実施場所の中で、同一の基準を図り、全国統一的な基準をもって実施する必要があるので、個別の講習を行うと、既定の講習カリキュラムを削らなければならなくなり、カリキュラムに応じた研修を行うのが難しくなってきます。

ただ、各教習所の指導員が様々な講習会に赴いておりますので、指導員にもアルコールの危険性に関する講習を受けさせることや、昨年断酒会さんのパンフレットをいただきましたので、それ踏まえた講習を実施するようにしています。

議長)

他にはございますか。

吉岡委員)

施策3の精神保健福祉センターの市町村が実施する節酒指導プログラムへの協力というところで質問です。市町村が実施する節酒指導プログラムに精神保健福祉センターさんが講師として協力されたと書かれており、実施回数が5回というのは、5か所の市町村でしょうか。それとも一つの市町村で5回でしょうか。

濱田主幹)

令和2年度の実績としましては、3市町村に対して5回の実績となります。2市町村が1回ずつ、1市町村につきまして3回実施をしています。

講師だけではなくて、どのような形でやっていくのがよいのかという企画・立案から相談に乗って実施をしています。

吉岡委員)

節酒指導は素晴らしい取組だと思うので、今後広げていただけるとありがたいと思います。

また、精神保健福祉センターで家族教室をされているということですが、精神保健福祉センター内での家族教室ということで、出張することは考えていないのでしょうか。

濱田主幹)

現段階で家族教室は精神医療センターと共催で実施しておりまして、精神医療センターまたは精神保健福祉センターに御相談に来られている方に限定をして実施しています。

精神保健福祉センターの基本理念の中に「技術協力」というカテゴリーがあります。もしも市町村で実施をしていただけるということであれば、どんどん持ち出し、実施をしたいという考えはありますが、依存症の方の家族教室となると、節酒プログラムの持ち出しよりは優先順位が下がると考えております。

吉岡委員)

難しいことは重々承知していますが、御家族が1か所に行くのはハードルが高いと思います。長い検討になるかと思いますが、身近な場所に相談場所があるというのが一番だと思います。

議長)

他によろしいでしょうか。

<質問・意見なし>

## 議事(2)第66回県政サポーターアンケートについて

議長)

それでは、議事(2)第66回県政サポーターアンケートについて事務局から説明をお願いします。

事務局)

資料2-1、2-2に基づき事務局から説明。

議長)

それでは議事(2)について、御意見、御質問等ある方いらっしゃいますか。

吉岡委員)

これからの施策の参考になる部分がたくさん書かれていると思います。事務局から説明があったように、思った以上に飲酒量が多いという印象を私も受けました。県政に関心がある方でこの飲酒量なので、裾野を広げると、埼玉県民の方はもう少し飲んでいるのではないかと思います。より一層アルコール健康障害対策の施策が必要だと感じたところです。

また、質問6の結果に非常に驚きました。週3回妊娠中に飲酒をしたことがある方が0.6%で4人いらっしゃるというところに驚きました。時々飲んでいる方や特別な日でも飲む方がいることも、飲酒の子供への影響がまだまだ浸透していないと感じました。

先ほど健康長寿課さんから、母子健康手帳の交付の時に、副読本を配布しているとありました。そこでの強化はまだまだ必要と思います。今手元にはないのですが、5、6年前の副読本には、たばこの害が6行くらい書いてあり、「たばこはやめましょう、家族の人もやめましょう」と書かれてありました。飲酒に関しては、「妊娠中の飲酒はやめましょう、授乳中は控えましょう」ということでトーンがおちていたと思います。最近変わったかもしれませんが、妊娠中の女性の飲酒についてはなかなか浸透していない印象がありましたので、進めていただきたいと思います。

朝井主任)

飲酒が悪いことだということを妊婦さんはわかってはいると思うのですが、飲酒によって赤ちゃんにどういった影響があるのか、ということまで具体的に説明しないとお酒を控えるということまでいかないと思いますので、より具体的に説明・広報を進めていきたいと思います。

議長)

他にいかがでしょうか。

<質問・意見なし>

### 議事(3) 埼玉県依存症対策推進計画(案)策定に向けて

議長)

それでは次に進めさせていただきます。議事(3) 埼玉県依存症対策推進計画(案)策定に向けて、事務局から説明をお願いします。

事務局)

資料3-1、3-2に基づき説明。

議長)

ただいま説明がありました議事(3)につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いします。

嶋田委員)

今、県で整備されているもので、医療機関を調べるときに県と主要都市で個別に載せているもの、リンクされていないものが見受けられます。できれば県と主要都市とで連携をとり、検索する人の立場になったとき、全部の情報が出る形にしていただければありがたいと思います。

事務局)

依存症に関して対応いただいている医療機関について、多様な精神疾患ごとの医療機関の医療機能一覧表を、昨年度からホームページに掲載しています。検索システムまでにはなっておりませんが、取り組み始めています。

地域の内科医との連携について、どこまでどのように対応できるのかといったところはまだ対応できていないので、そこは課題になるのかもしれませんが。

副議長)

アルコール依存症に関しては、治療拠点機関と専門医療機関を指定しているので、それは県のホームページで確認できると思います。

埼玉県断酒新生会)

さいたま市と県で違うのですか。

事務局)

さいたま市も精神医療センターを拠点機関として指定しています。

副議長)

それについて県のホームページで紹介をしています。

埼玉県断酒新生会)

病院に行きたい人は、住んでいるところは関係ないと思います。政令市と県で分けしているのは、県民にはわからない。そこが難しい問題だと思います。

副議長)

アルコール健康障害に関して、県のホームページでは県とさいたま市で指定している病院の両方を同じページで紹介しています。他の分野では分かれていることがあるかもしれません。

議長)

他はいかがでしょうか。

嶋田委員)

警察にDVもしくは飲酒のことで、家族の方から連絡が入った場合、そういう人達に対してのフォローとして、相談機関への紹介というのはどこが網羅されているのでしょうか。

事務局)

警察に相談した場合、警察からどこへ紹介があるかということでしょうか。

嶋田委員)

被害を受けた方が、相談機関を知る機会があるのかということです。相談者が自分で困って助けを求めてという形でしか、情報が受け取れないので、実際に困っているがまだ知識がない人に対して、「危ないのでこういうところに行った方がいいですよ」といったことを教えてあげられるようなところはあるのでしょうか。

事務局)

この計画で言いますと、相談支援体制を継続していくところではありますが、重点課題の相談拠点機関を中心とした相談支援体制の整備の中で周知も含めていますので、この取組になるかと思えます。

嶋田委員)

必要があれば保健センターの担当の方を交えて、治療に繋げることを強化していただければありがたいです。そこの連携が取れると変わってくると思えますので、よろしくお願いします。

議長)

それでは他によろしいでしょうか。

<質問・意見なし>

議長)

議事(4) その他について事務局からお願いします。

事務局)

資料4-1、4-2に基づき説明。

議長)

ただいまの説明について御意見・御質問はございますか。

<質問・意見なし>

議長)

予定していた議題は以上になりますが、全体を通した御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

<質問・意見なし>

議長)

それでは以上を持ちまして、本日の審議は終了させていただきます。本日の審議内容を参考にさせていただきます。関係各課に置かれましてはより一層アルコール健康障害対策の推進をよろしくお願いいたします。